規　則

○特定個人情報保護委員会規則第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

平成二十七年九月十五日

特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条第二項の証明書は、別記様式のとおりとする。

附　則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

別記様式

第　　号

身　分　証　明　書

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日交付

写

真

上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

特定個人情報保護委員会　　印

（備考）この用紙の大きさは、縦54㎜、横85㎜とする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１０９号

仙台市泉区将監９丁目２番５―104号

債務者　千葉　朝政

1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　和聖

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号

仙台市泉区将監９丁目２番５―104号

債務者　千葉　公子

1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　和聖

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３４１号

宮城県塩竈市字伊保石40番地１　応急仮設住宅７―２

債務者　今野　瑞穂

1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　堀井実千生

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前11時35分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４６２号

仙台市泉区山の寺２丁目25番８号

債務者　鎌田　修嘉

1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前11時40分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７７号

仙台市太白区太白２丁目20番１―403号

債務者　砂金　敬一

1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　前田　大輔

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３０６７号

大阪府東大阪市小阪２丁目15番14―801号

債務者　東　　泰江

1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田村　展靖

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０２号

大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番95号

債務者　濵本　　崇

1　決定年月日時　平成27年８月31日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号

兵庫県明石市魚住町住吉１丁目10番27号　グリーンベルⅢ　Ａ棟103号室、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町長坂寺981番地の１長尾マンション２―Ｂ

債務者　内田　幸彦

1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　堀田　亜紀

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３３６号

岡山県瀬戸内市邑久町尾張52番地６

債務者　明石美千子

1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　猪木　健二

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４９号

愛媛県松山市立花５丁目２番12号、申立時の住所愛媛県松山市生石町455番地１　シェールｙｓ106号

債務者　兵頭　　誠

1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　古田　真久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午後１時20分

5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

松山地方裁判所民事部